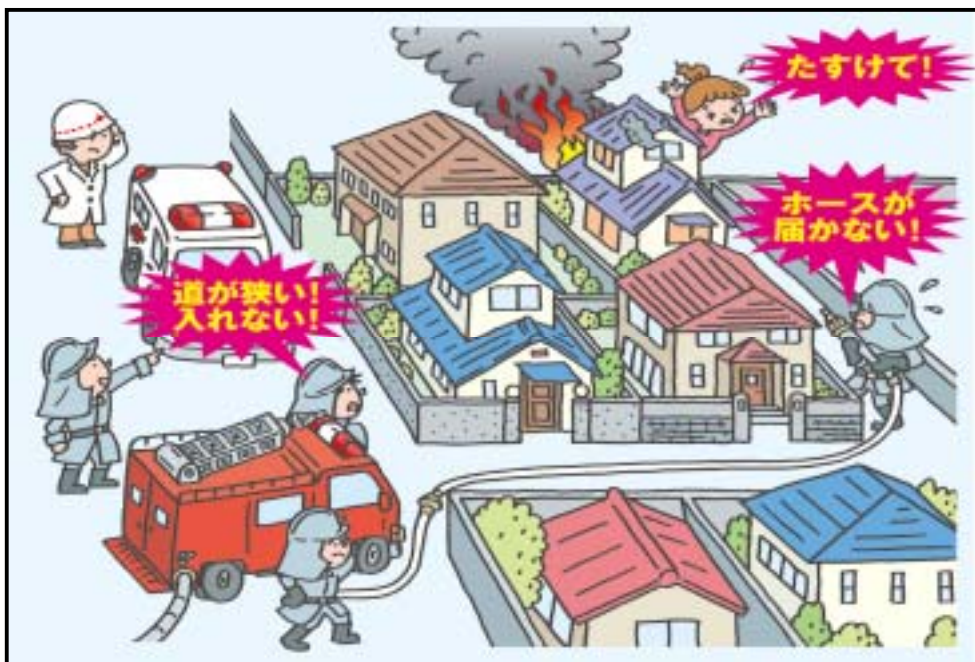


安心して暮らせる安全で快適なまちづくりをめざして！

可児市狭あい道路整備事業

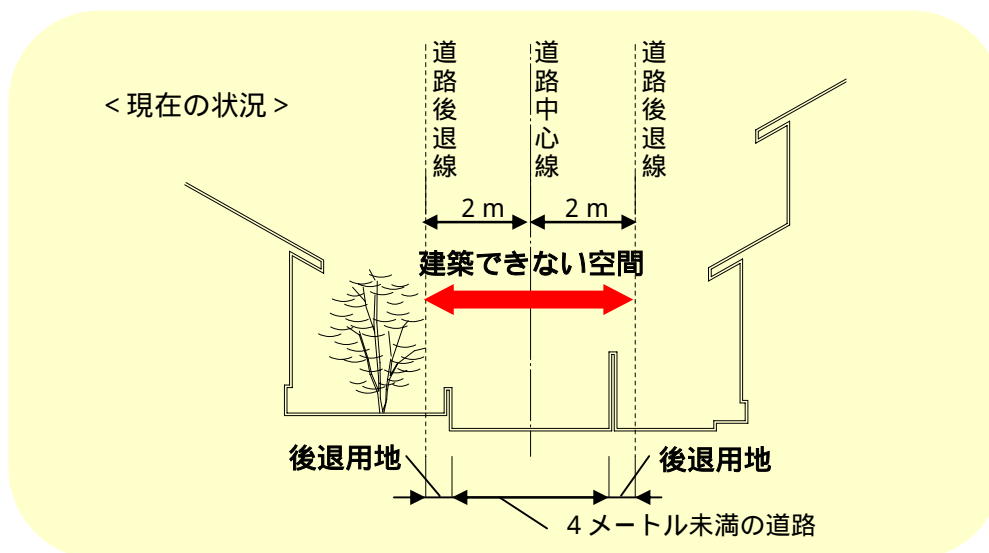


平成18年4月
可 児 市

はじめに、建物を建築される方へ

私たちの身近にある生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的以外に通風、採光、日照などの生活環境の確保や、災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割をもっています。しかし、市内の生活道路の中には幅員が4メートルに満たない狭い道路（狭あい道路）があり、機能上さまざまな問題を抱えています。

そこで可児市では、建築基準法に定められている4メートルの道路幅員を確保し、安心して暮らせる安全で快適なまちづくりを進めるため、市民のみなさまの理解と協力のもとに狭あい道路整備事業を行います。



建築基準法では、狭あい道路に面する敷地に建築物などを建てる場合、その道路の中心線から2メートル後退したところを、道路境界線とみなし、その道路境界線から道路側に突き出して建物、門、塀、擁壁などを建築または築造することはできません。

この事業の対象となる道路とは

建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道の内

- ・道路法の道路
- ・赤道
- ・可児市所有の公衆道路（可児市管理道）
- ・その他（建築主事が認めた道路）
権利者が個人の道は除きます。

これらの道路に面した敷地で、新築や増築、改築又は移転などの建築行為を行う場合に協議対象となります。

狭あい道路整備事業とは

この事業は市と市民のみなさん（建築主等）の相互協力で行います。

前面道路の官民境界線と、道路中心線から2メートルの後退線との土地（以下「後退用地」という）と角地の場合はすみ切り用地の取扱いについて市と協議成立し、「寄附」もしくは「無償貸借」されると、次のような事業を行います。

1. 舗装整備

協議成立した内容に従い、後退用地とすみ切り用地（以下「後退用地等」という）の部分を簡易舗装します。

2. 助成金の交付

後退用地等内にある、門、塀、擁壁その他これらに類するもの樹木及び生垣（以下「後退支障物件」という）の除去、移設、伐採及び移植（以下「除去等」という）をした場合に助成金を交付します。交付対象は次に掲げる費用とし、助成金の額は、後退用地等に係る除去費用助成金算出基準に基づき算出した額とします。

手続きは可児市助成金交等交付規則によります。

項 目	助 成 額(100円未満切捨て)
(1) 門、塀及び擁壁その他これらに類するものの除去に要する費用	助成金対象経費の1/2以内で、上限を80万円とする。
(2) 樹木又は生垣の伐採及び移植に要する費用	助成金対象経費の1/2以内で、上限を20万円とする。

3. 報償金の交付

次に掲げる方に、報償金を交付します。報償金の額は後退用地等に係る報償金算出基準に基づき算出した額とします。

手続きは可児市助成金交等交付規則によります。

- (1) 1以上の狭あい道路を含む2以上の道路（法第42条第1項及び第2項に規定するもの）に接する敷地において、後退用地を寄附した方
- (2) すみ切り用地を寄附した方

4. 非課税措置

後退用地等の土地の使用無償貸借契約を市と締結すると、その土地にかかる固定資産税と都市計画税を非課税とします。

別途、税務課に非課税の申告が必要となります。

必要な手続きについて

1. 事前相談

建築行為を行う方は、あらかじめ敷地と前面道路の境界について市と相談し、官民境界が未確定の場合は、土木課へ官民立会の申請をし現場立会を行って下さい。

2. 現場立会い

現地立会いにより、官民境界を確定し道路の中心線を設置します。また、この中心線から2メートルの位置に後退杭を設置します。後退用地等の内に後退支障物件が存在するかの確認を行います。後退杭の設置は現場の状況により後日になることがあります。

3. 協議

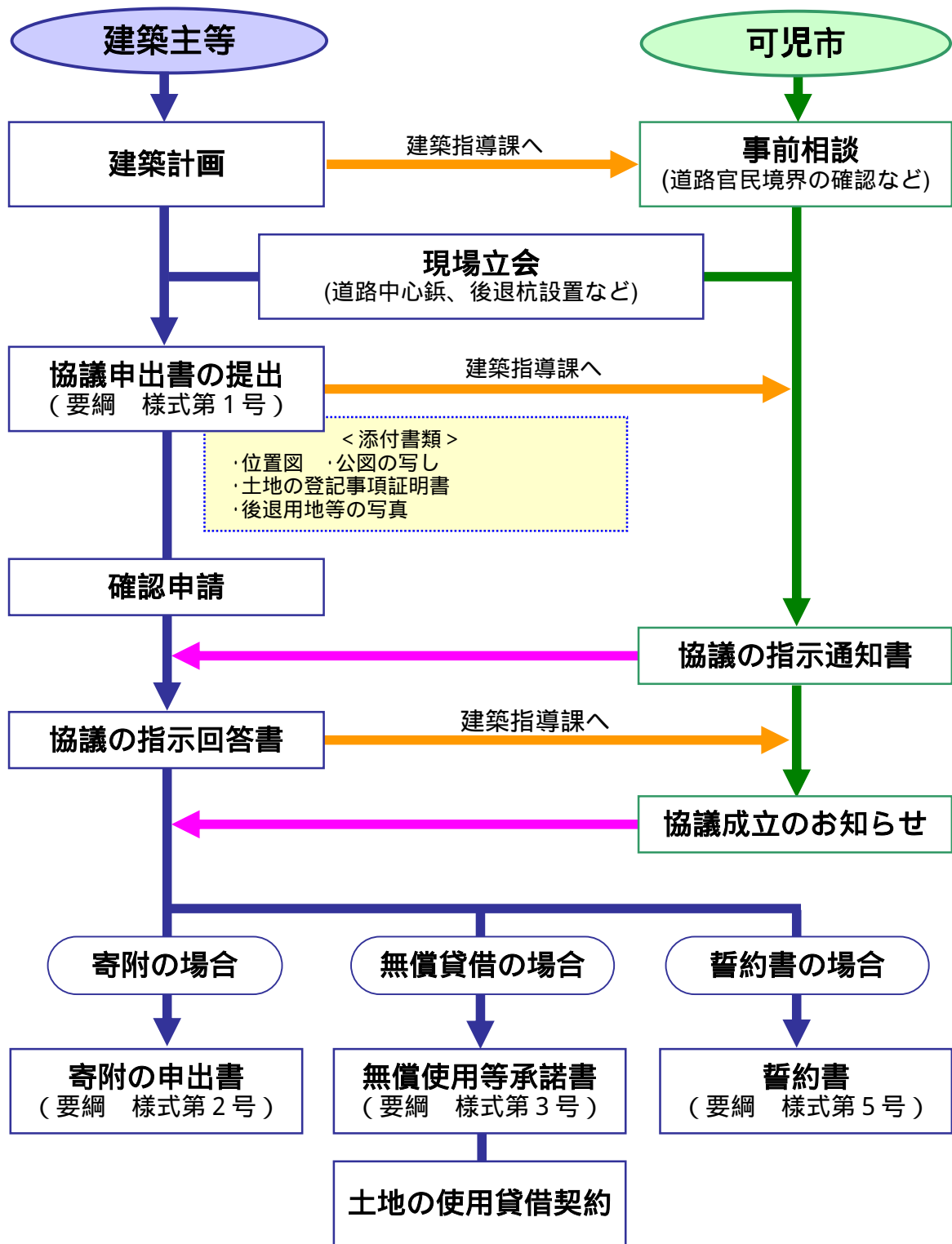
建築行為を行う敷地が、この事業の対象となる4メートル未満の道路に面している場合には協議申出書を提出していただき、後退用地等の取扱い（寄附、無償貸借、誓約書）について市と協議を行って下さい。確認申請が必要となる場合は、申請前に必ず前面道路の幅員を確定して下さい。

後退用地の取扱い比較表

後退用地の区分	整備	維持管理	非課税措置
寄附 1. (市に所有権を移転)	舗装整備	市	
無償貸借 (個人のまま)	舗装整備	市	有り
誓約書 (個人のまま)	整備できません	個人	無し

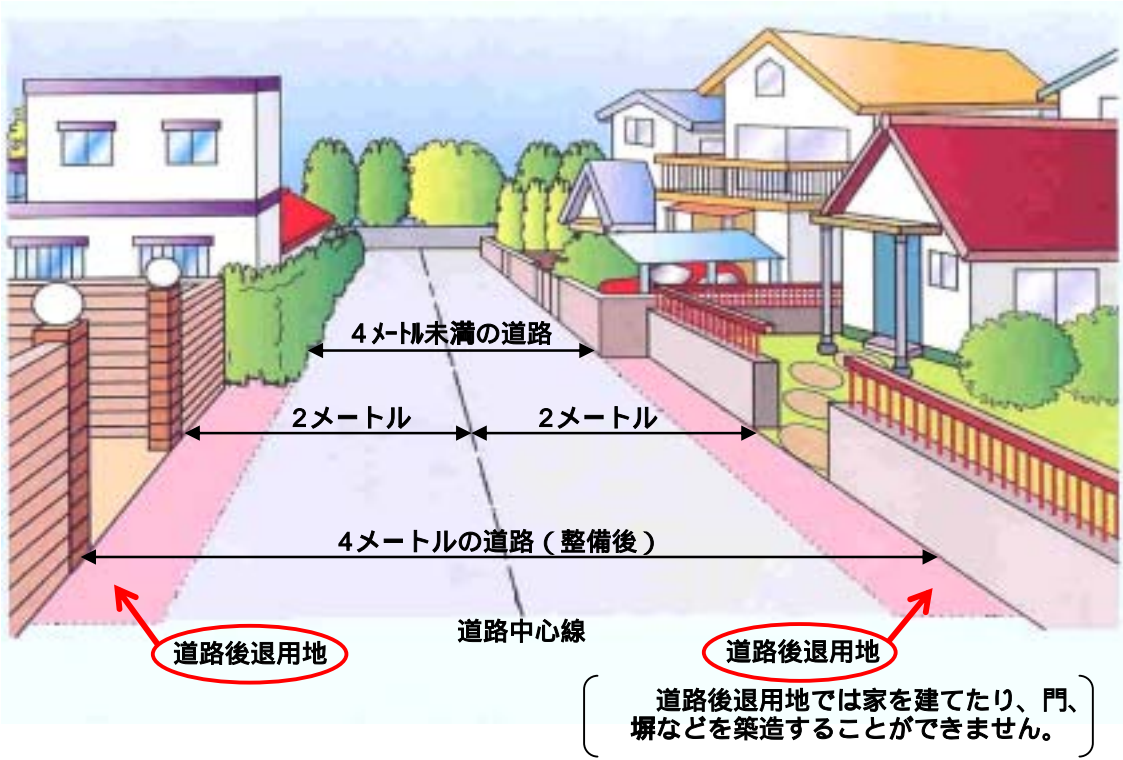
1. 後退用地等の分筆、登記は市が行います。建築指導課と協議してください。

協議成立までのフロー図

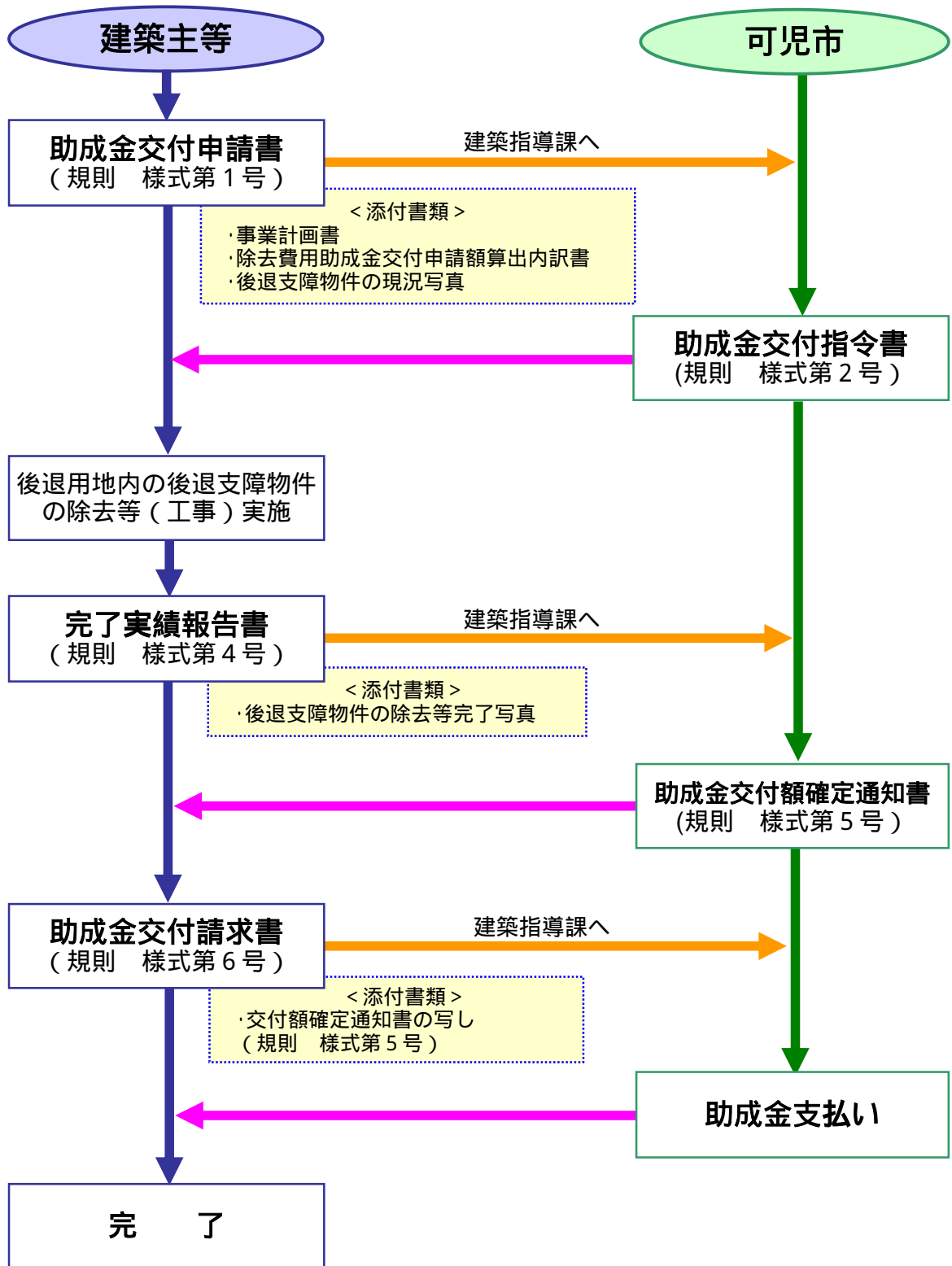


基本的な流れを示しています。

整備完了後のイメージ

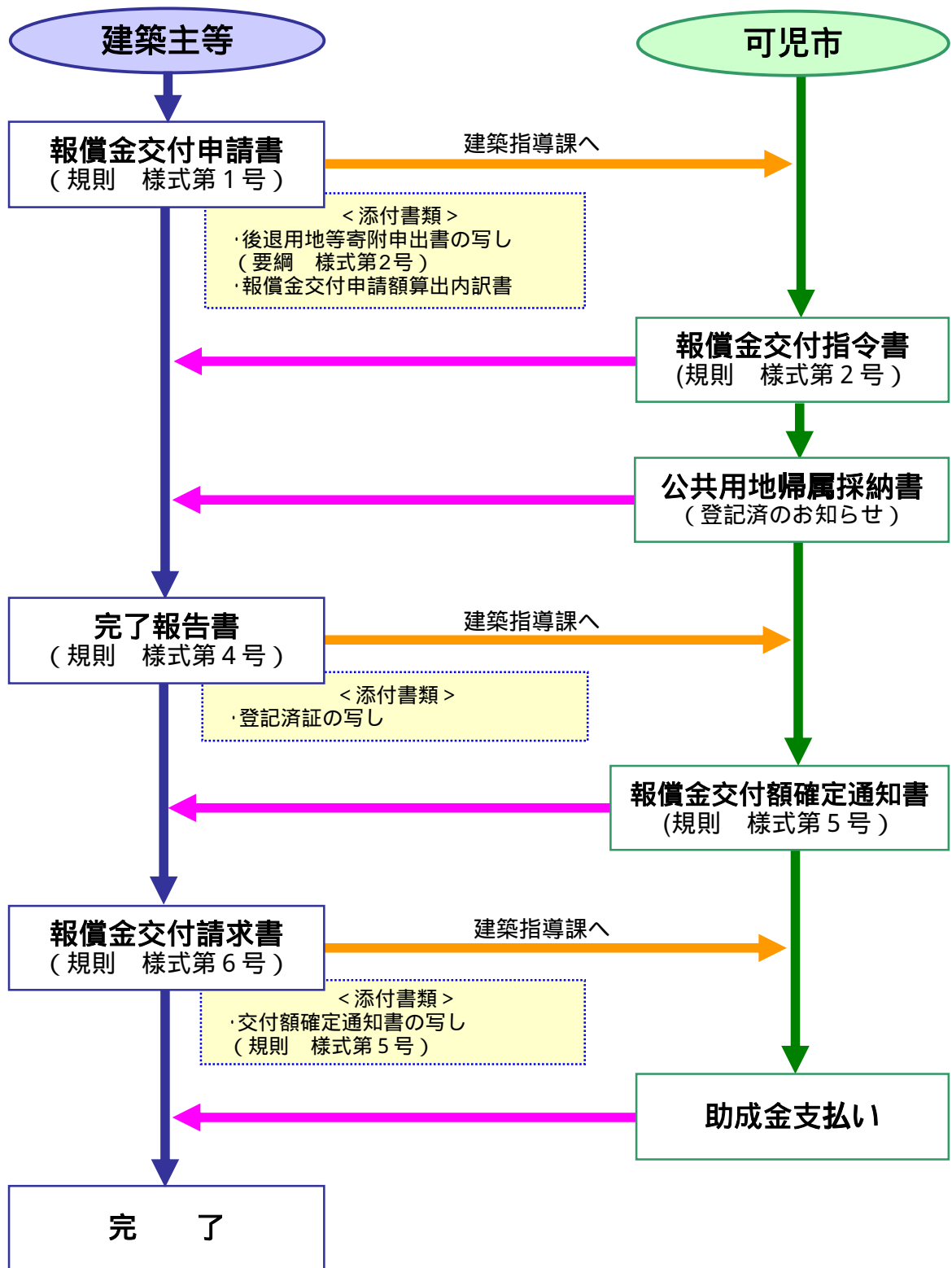


助成金交付申請フロー図



基本的な流れを示しています。

報償金交付申請フロー図



基本的な流れを示しています。

助成金、報償金交付対象イメージ



1. 後退用地A、Bの面積がA > Bの場合は、後退用地A、Bを寄附した方に後退用地Bの面積に対する報償金を交付します。
すみ切り用地は後退用地に接する辺が2メートルの二等辺三角形とします。

問い合わせ先
可児市建設部建築指導課 TEL0574-62-1111